

家畜衛生 そうや

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738
枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地
電話 01634-2-2106
FAX 01634-2-4340



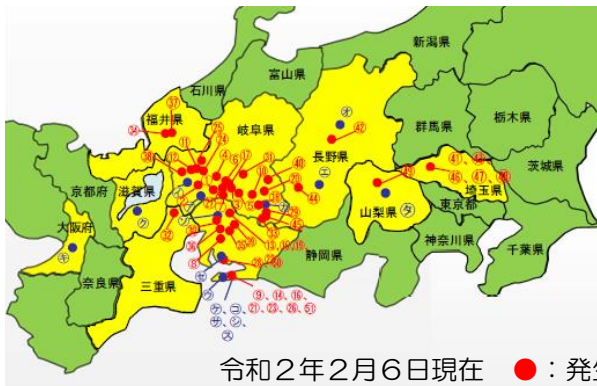
《 もくじ 》

- CSF発生状況について……………1
- ASFについて……………2
- 高(低)病原性鳥インフルエンザに注意…………2
- 口蹄疫侵入防止について……………3
- 令和元年度宗谷家畜防疫体制に係る防疫演習について……………3
- 2019年次監視伝染病発生状況……………4
- 令和元年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実績……………4
- 各種手数料の一部変更について……………5
- 定期報告の提出について……………5
- 安全・安心な畜産物の生産・流通に向けた取組みについて……………6
- 職員体制と緊急連絡先……………6



CSF (豚熱*) 発生状況について *旧名称：豚コレラ

2018年9月、日本国内で26年ぶりにCSFが発生しました。これまでの岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、三重県、福井県、埼玉県、山梨県での発生に加えて、令和2年1月以降、新たに沖縄県で5例の発生が確認されています。



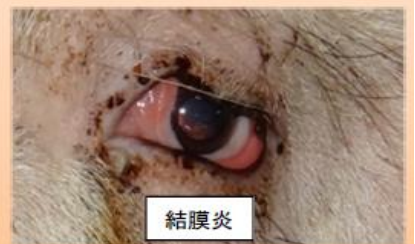
飼養衛生管理の徹底とともに、下記の「特定症状」を発見した場合は、ただちに家畜保健衛生所に通報をお願いします。



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

写真：岐阜県（農水省HPより）

- 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
- 同じ畜房内で次の症状を示す豚・イノシシが増加
 - ① 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
 - ② 便秘、下痢
 - ③ 結膜炎（目やに）
 - ④ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
 - ⑤ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（ひね豚）
 - ⑥ 流産・死産等の異常産の発生
 - ⑦ 血液凝固不全による皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 同じ畜舎内で複数の繁殖豚や肥育豚が突然死亡する



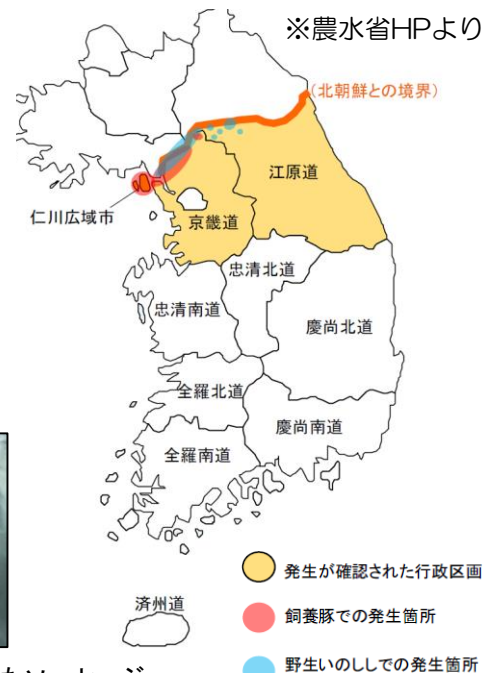
ASF (アフリカ豚熱*)について

*旧名称：アフリカ豚コレラ

2018年8月、中国でアジア初となるASFの発生が確認されて以来、アジアにおいて急速に拡大し、2019年9月には隣国である韓国で発生しました。

日本での発生はまだありませんが、海外からの渡航客が持ち込んだ携帯品(豚肉製品)からASFウイルス遺伝子が検出されており、発生リスクは高まっています。

飼養衛生管理を徹底するとともに、外国人を雇用している農場は豚肉製品等の畜産物を持ち込まないように説明願います。



動植検疫探知犬による手荷物検査



旅客の携行品から取去されたソーセージ
(検査によりASFウイルス遺伝子を確認)



高(低)病原性鳥インフルエンザに注意

今シーズンは2020年1月現在、国内の家きんでの本病の発生はありません。

しかし、野鳥からの低病原性鳥インフルエンザのウイルスの検出は国内各地で確認(島根県、奈良県、栃木県、愛媛県)されています。

また、韓国や台湾等の近隣諸国でも発生が報告されていることから国内の家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入リスクは引き続き高い状況にあると考えられます。

農場への侵入防止対策の確認ならびに異常発見時の早期通報の徹底をお願いします。

- ★ 部外者の立入禁止
- ★ 野鳥など野生動物の侵入防止
- ★ 農場出入口及び鶏舎出入口での消毒徹底
- ★ 毎日の健康観察の強化

(死亡率の増加を認めた場合は、家畜保健衛生所へ届出)



防鳥ネットの設置・修繕



壁や金網の破損

防鳥ネットや、鶏舎の壁、金網などは、こまめに点検し、破損している場合は、直ちに修繕しましょう!!



口蹄疫侵入防止について



近隣諸国では、依然として口蹄疫の発生が継続しています。今年はオリンピックの開催もあり、例年以上に人の移動が増するため、口蹄疫の侵入リスクが高まると考えられます。

家畜飼養者の皆様につきましては、引き続き、飼養衛生管理基準の徹底と特定症状の早期発見・通報をお願いします。



泡沫性のよだれ



口唇: 破れた水ぶくれ



口腔: 破れた水ぶくれ



乳頭: 水ぶくれ



蹄: 破れた水ぶくれ

踏込消毒槽の消毒液は汚れて消毒効果が薄れるため、まずは汚れを落としてから、消毒しましょう。

推奨される踏込消毒槽の設置方法



消毒液が汚れていたら、直ちに交換しましょう。



令和元年度 宗谷家畜防疫体制に係る防疫演習について

令和元年7月18日（木）、ホクレン豊富地域家畜市場の駐車場において、口蹄疫等の発生を想定した消毒ポイントの運営訓練を実施しました。当時は天塩警察署やパストコントロール協会のご協力のもと、車両の誘導や消毒薬の噴霧方法等について参加者に体験していただきました。

また、9月26日（木）には、酪農試験場天北支場に御協力いただき、実際の埋却溝の掘削と物品の埋却演習を実施しました。

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等の家畜伝染病は道外または海外で発生が継続し、いつ道内に侵入してもおかしくない状況が続いています。

発生予防のため、飼養衛生管理の徹底が重要であることはもちろん、万一発生した場合に備えた定期的な訓練が必要です。

今後も机上演習・実地演習を含めた定期的な開催を予定しておりますので、積極的な参加をお願いします。



消毒ポイント運営訓練



埋却実地演習



2019年次 監視伝染病発生状況



(2019年1月～12月末までの集計)

	畜種	病名	北海道内		宗谷管内	
			戸数	頭数	戸数	頭数
伝染病 家畜	牛	ヨーネ病	169	945	8	19
	めん羊・山羊	ヨーネ病	1	2		
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢粘膜病（真症）	78	200	8	19
		牛ウイルス性下痢粘膜病（疑症）	4	25		
		牛伝染性鼻気管炎	4	16		
		牛白血病（真症）	300	733	22	25
		牛白血病（疑症）	1	1		
		破傷風	5	7		
		気腫疽（疑症）	1	1		
		サルモネラ症	35	117		
		牛カンピロバクター症	1	1		
		ネオスポラ症	2	5		
	馬	破傷風	1	1		
		馬鼻肺炎	16	21		
	豚	豚丹毒	7	93		
		豚流行性下痢	1	129		
	蜜蜂	バロア病	25	684		
チョーク病		32	342			



令和元年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査実績



令和元年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査を次のとおり実施しました。
 該当市町村の飼養者並びに関係機関の皆様には、円滑な検査の実施について御協力
 いただき、ありがとうございました。

検査の種類	対象家畜	市町村	実施時期	検査頭羽数	検査結果
牛のヨーネ病	乳用牛*1 肉用牛*2	浜頓別町	5～6月	46戸 4,148頭	全頭陰性
		中頓別町	11月	34戸 2,056頭	1頭陽性
牛の伝達性海綿状脳症	死亡牛*3	管内一円	通年	733頭 *4	全頭陰性
高病原性及び低病原性 鳥インフルエンザ (強化モニタリング)	家きん	稚内市	11月	1戸 10羽	全羽陰性
腐蛆病	蜜蜂	管内一円	8月	8戸 1,491群	全群陰性

*1 24か月齢以上の搾乳の用に供する雌牛

*2 24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛

*3 通常の死亡牛（96か月齢以上）、起立不能牛（48か月齢以上）、特定臨床症状牛（全月齢）

*4 2019年4月～2020年1月末までの集計



各種手数料の一部変更について

- 2019年10月1日より、消費税増税に伴い手数料が改定されました。
- 2020年4月1日以降、牛のヨーネ病の検査手数料が変更となる見込みです。
また、病性検定手数料・使用料についても変更される予定です。

【病性検定手数料・使用料】

項目	手数料
病理解剖検査	3,530
鏡検	770
一般培養	1,020
特殊培養	3,050
一般血清反応検査	780
特殊血清反応検査	3,060
病理組織学的検査	1,800
一般理化学的検査	1,290
特殊理化学的検査	2,830
特殊遺伝子学的検査	5,770
総合病性検定	6,560
特殊血清・遺伝子学的検査	3,800
証明書	500
特別診断：100km未満	5,680
特別診断：100km以上	12,490
焼却	24,730

【医薬品医療機器等法関係】

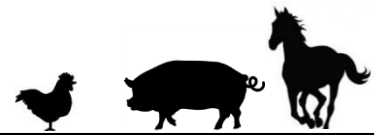
項目	手数料
動物用医薬品販売業許可申請手数料	30,160
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	12,360
動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	2,640
動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	3,770
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料	8,300
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	2,640
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料	3,770
動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料	30,160
動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	12,360
動物用医薬品販売従事登録申請手数料	10,720
動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料	2,640
動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	3,770
動物用再生医療等製品販売許可申請手数料	30,160
動物用再生医療等製品販売許可更新手数料	12,360

【家畜伝染病予防法関係】

項目	手数料
牛のヨーネ病検査	520
腐蛆病検査	170
牛の伝達性海綿状脳症検査	7,400
証明書等交付	150



定期報告の提出について



家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点での家畜の飼養頭羽数と飼養衛生管理状況について、都道府県知事に報告することになっています。

報告期日までに、各市町村（とりまとめ担当部署）へ提出をお願いします。

【対象家畜・報告期日】

- 家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）
.....令和2年4月15日
- 家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）
.....令和2年6月15日

【報告内容】

- 定期報告書
 - ・農場の基本情報
 - ・飼養している家畜の種類、頭羽数
 - ・飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表
- 添付書類
 - ・農場平面図、衛生管理区域、埋却地



安全・安心な畜産物の生産・流通に向けた取組について

令和元年11月、道内のと畜場において生物学的製剤（ワクチン）接種後20日以内の牛がと畜され、その畜産物が自主廃棄されました。また、令和元年8月には、使用基準が定められた医薬品を投与された牛が出荷禁止期間内にと畜され、その畜産物が流通する事態が発生しました。これらの事例はいずれもと畜検査申請時に投薬歴が未申告であり、正しく申告されていれば未然に防止できた事案と考えられます。

道内では、平成30年4月以降、同様の投薬歴未申告による畜産物の自主廃棄事例が9件と多発しています。

北海道における安全・安心な畜産物の生産・流通のためには、農場における動物用医薬品等の適正使用及び使用基準の遵守に加え、出荷の際に投薬に関する情報が確実に伝達される必要があることから、次の事項の遵守についてよろしくお願いします。



と畜検査申請時の留意事項



- 家畜を出荷する際は、投薬歴を確認し、出荷禁止期間内でないことを確認してから出荷すること。
- と畜検査申請時において、投薬歴及び病歴は概ね牛は直近3ヶ月、牛以外は直近2ヶ月を重点的に記載し、ない場合はその旨を記載すること。
また、投薬歴等の申告漏れを防ぐため、生産者、獣医師、出荷関係者間で情報共有に努めること。
- 生物学的製剤(ワクチンやツベルクリン等)注射後20日以内の家畜は、と畜場への出荷を控えること。



職員体制と緊急連絡先

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地

所長	菅野 宏
次長	黒澤 篤

予防課		指導課	
予防課長	横井 佳寿美	指導課長	倉林 申明
主査（危機管理）	稲垣 華絵		
獣医師	原 希和子		
獣医師	井澤 将規		
獣医師	津坂 健晃		

【電話】 01634-2-2106（平日）、090-9522-0431（土日・夜間・祝日）
 【FAX】 01634-2-4340
 【E-mail】 soya-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp
 【HP】 <http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe>